

土地問題解決への処方箋

～21世紀を展望した地価対策の提言～

平成 2 年 2 月

社団法人 関西経済同友会
経 済 政 策 委 員 会

目 次

要 旨	-----	1
1. はじめに	-----	4
2. 地価高騰の実態とその原因	-----	5
〔1〕地価高騰の実態	-----	5
〔2〕地価高騰の原因	-----	6
3. 地価高騰が日本経済の将来に及ぼす影響	-----	7
4. 地価対策の基本理念と具体的提言	-----	9
〔1〕地価対策の基本理念	-----	10
〔2〕具体的提言について	-----	11
(1) 仮需発生を要因を排除するために	-----	11
(2) 有効供給の増大のために	-----	13
(3) 実需分散のために	-----	15
(4) 個人の所得課税と資産課税の インバランス是正のために	-----	16
5. 終わりに	-----	17
平成元年度経済政策委員会活動状況・名簿	-----	18

要 旨

関西経済同友会は「土地問題解決への処方箋～21世紀を展望した地価対策の提言」をとりまとめた。これは昨年実施した土地問題に関するアンケート結果をもとに、経済政策委員会（委員長 山本信孝 三和銀行 副頭取）において検討を進めてきたもの。

最近の地価高騰は、新たな不公平を生み出し、「持てるもの」「持たざるもの」にかかわらず、日本人として最大の遺産ともいうべき勤労意欲と事業意欲の存続を危うくしている。21世紀に向けての新しい国家目標である豊かな国民生活を実現するための社会資本整備を妨げ、対外不均衡是正の遅れを増幅し、外国企業の新規参入の障害となるなど、「新しい時代の日本の幸福を阻害している」ことから、土地問題の解決は内政上の最大の課題であるといえる。

今回の地価高騰の主因は、東京への一極集中の進展と日本の国土は狭く有限であり、地価は上昇を続けるものだ、という「土地神話」に支えられた「仮需」の存在、「仮需」によってますます拍車のかけられた「有効供給」の不足にある、との認識に立ち、土地対策に対する基本的な考え方を明らかにするとともに、具体的対策について提言している。

対策の基本理念として、①需給バランスの改善による市場メカニズムの活用を原則とする、②社会資本の整備に当たっては公的優先を徹底する、③総合的な視点から土地対策の立案・推進を行なう、④複数の対策をパッケージとして実施する、こととしている。

こうした基本理念を踏まえ、具体的な提言として、

①積極的な情報提供により「土地神話」を払拭し、投機的土地保有に対しては高率の固定資産税を課すなど税制面から「仮需」を排除するとともに、土地循環買いを断ち切り、土地投資を証券投資に変換させるツールを開発する。それとともに、土地転がし用の融資・借り入れの規制を徹底する。

②都市再開発を推進するために、最低容積率の導入、優良プロジェクトに対する近隣空中権の買い取り認可、など現在の再開発の阻害要因を徹底的に見直していく。また、ウォーターフロントの再開発を行なうために、縦割り行政の壁を乗り越えてスムーズかつ広域的な開発を可能にする特別な機構を設置する。住宅用地の提供者には譲渡所得税を減免するとともに、住宅用地内の農地については漸次宅地並課税し、税制面からの供給増加を図る。借地借家法を改正し持ち家以外のライフスタイルの選択肢を拡大する。新幹線利用の大規模団地を創設し、通常の勤労者でも入手可能な価格をめざす。

③中央政府の機能・権限の地方への委譲を押し進め、地方分権化による均衡ある国土開発を促進するとともに、特色ある魅力的な地方都市を作り、東京への一極集中を是正し、実需の分散を図る。

④個人の所得課税と資産課税のインバランスを是正するために、固定資産税増加分を住民税減税の財源とする。相続税土地評価額を引き上げ、相続資産間での評価の公平化を図り、節税目的の土地需要（仮需）の抑制を図る。

土地問題の真の解決のためには、それぞれの経済主体に相応の負担と痛みが伴うことは覚悟しなければならない。今こそ、官民の英知を結集し、土地問題解決に向けて真剣に取り組む時である。

土地問題解決への処方箋

21世紀を展望した

地価対策の提言

1. はじめに

戦後、わが国では幾度か地価高騰を繰り返し、その都度それに対応するための対策が打たれてきた。しかし、その効果が上がっていないばかりか、「土地神話」はますます根強いものになっている。これまでの経緯を簡単に振り返ってみよう。

昭和30年代に入り、「もはや戦後ではない」（31年経済白書）という言葉に表されるように、日本経済は戦前の生産水準を回復し、戦後の復興期から脱するとともに、高度成長の時代を迎えた。重化学工業化が本格的に始まり、それに伴って京浜、中京、阪神など既存大工業圏への集中が加速した。大都市圏での土地需要が高まったところへ、「国民所得倍增計画」（35年）「国土総合開発計画」（37年）の相次ぐ発表もあり、都市部を中心に戦後最初の地価高騰が起こった。この時、初めての地価対策閣僚会議が開催され、宅地の大量かつ計画的な供給案が策定されるとともに、土地収用制度や土地税制の改正が行われた。この後、オリンピック景気の終焉による需給緩和もあり、地価高騰は沈静化した。

この後40年代の前半まで落ち着きをみせていた地価は、列島改造ブームとともに2度目の高騰期を迎えた。40年代後半から工場の地方分散化が進展し、それとともに大都市圏への人口集中が止まり、大都市圏から地方圏への人口移動、いわゆるUターン現象が始まった。このため全国的に住宅建設の需要が増加した。さらに金融緩和を背景に「一億総不動産業」といわれた土地買いあさりブームが発生し、全国的に地価は高騰した。これに対応するため国土利用計画法が制定され、国土庁が設置された。この時には、第1次オイルショックによる景気の後退と厳しい金融引き締めが、土地の需要を減少させ、地価は瞬間風速で戦後初めて前年比マイナスを記録した。

その後の50年代は2度のオイルショックによる景気の低迷に伴う住宅建設の冷え込みと、脱工業化の進展による工業用地の需要低迷などから地価は安定的に推移した。

このように、戦後のわが国の土地政策は地価高騰とのいたちごっこであり、地価高騰のたびに様々な対策が打たれてきた。しかし、長期的な視点からそれらが運用されてこなかったところに問題がある。60年代に入り、情報化、国際化、サービス化の進展に伴い、東京への一極集中が再び加速したため、首都圏でのオフィス需要、住宅需要が急速に高まった。こうした状況に金融緩和が拍車をかけ、今回の戦後3度目の地価高騰期を迎えることとなった。

本稿はこうした過去の失敗を再び繰り返さないために、21世紀を展望した地価対策のあり方を提言するものである。

2. 地価高騰の実態とその原因

[1] 地価高騰の実態

今回の地価の高騰は余りにも異常といえる急激かつ大幅なものであった。その異常振りを再確認しておく必要がある。

その第1は、地域間格差が著しいことである。今回の地価高騰は首都圏に端を発し、大阪、名古屋などの大都市圏に飛び火したが、その他の地方圏では安定したまま推移している。首都圏では昭和60年から平成元年までの4年間に公示価格ベースで地価は2倍以上になったが、地方圏での上昇率は10%にも達していない。

第2は、地価高騰の結果、投資収益利回りが極めて低くなり、土地を新規に取得した場合、フローの収益ではとても採算があわない状況になっていることである。例えば、収益還元法から算出した地価は、商業地につい

てみると、東京銀座で公示価格の2/3、大阪梅田で1/3である。地価上昇によるキャピタルゲインを当てにしなければ土地購入ができないような異常な状態となっている。

第3は、国際的にみてもわが国の地価は極めて異例な水準になっていることである。東京の住宅地価格はサンフランシスコの55倍、フランクフルトの33倍、ロンドンの22倍であり、大阪でも各々12倍、7倍、5倍となっている。

このように最近のわが国の地価の上昇ぶりは過去を振り返ってみても、世界の都市間比較でみても極めて異常なものとなっている。

[2] 地価高騰の原因

では、今回の地価高騰の発生の原因はどこにあるのだろうか。

今回の地価高騰は、以下のような4つの悪循環が重なり合って生じたといえる。

- (1) 地価上昇期待が資産保有目的の需要(仮需)を発生させる。資産価値維持のために高度利用を避け、有効供給を阻害し、さらに地価上昇に拍車をかける。
- (2) 高地価のため通勤鉄道・自動車道などの社会資本整備が阻害され、有効供給が不足し、特に大都市圏を中心に地価が上昇する。このため一層社会資本整備が遅れる。
- (3) 金融緩和が不動産投資を活発化させ、地価が上昇する。その結果、土地の担保価値が増加し、新たな不動産投資を誘発する。
- (4) 買い替え特例による税制上の優遇措置を利用するため、土地譲渡所得

を原資とした不要不急の土地需要（仮需）が発生する。譲渡所得内でできるだけ高額の一等地物件を選択するため、さらに地価上昇と他地域への飛び火に拍車をかける。

こうした悪循環の中身を土地需給の観点からみれば、東京への一極集中の進展により首都圏に根強い実需が集中し、今回の地価上昇の引金となった。加えて、問題は利用目的ではなく、資産保有を目的とする需要（仮需）が少なからず含まれていることにもある。

次に、現在の利用状況を見てみると、まず容積率については東京や大阪の都心部では法定容積率の4割程度しか利用されていない。法定容積率まで利用すれば供給量を倍増させることも可能である。また、住宅地は3大都市周辺だけでも30万ha存在している。これは一世帯当たり165m²に相当する。さらに市街地の占める割合は3大都市圏でもその総面積の12.5%、全国では4.1%にすぎず、開発の余地は十分にある。このように、わが国の国土は狭いといえども、土地の絶対量自体は不足しておらず、仮需の発生などにより有効利用が進んでいないことに、地価高騰の大きな問題がある。

地価高騰の主因は、日本の国土は狭く有限であり、地価は上昇を続けるものだ、という「土地神話」に支えられた「仮需」の存在と、「仮需」によってますます拍車のかけられた「有効供給」の不足にある。

3. 地価高騰が日本経済の将来に及ぼす影響

これまでのわが国の驚異的な経済発展の理由には様々なものがある。そしていずれにせよ、その背景には「機会均等」と「平等主義」に根ざす「競争社会」

の存在、すなわち労働意欲の旺盛さと高い企業家マインドがあったことは否定できない。これらを生み出したのは、明治維新以降の欧米諸国に追い付き追い越せという「国民的合意」によって大きく花開いた、日本民族の古くから大切にしてきた向上心と勤勉性である。加えて戦後の国際競争力の強化を目的とした官民一体となった努力と創意工夫によるところが大きい。資源のないわが国にとっては「人材」こそが唯一の資源であり、こうした唯一最大の資源を生かすために「機会均等」を追及し、まじめに働けば報われる社会を作ってきた。これが日本経済発展の原動力となったのである。

しかし、最近の地価高騰により、首都圏では勤労所得だけで住宅を新規に取得することは、もはや絶望的になっている。これは労働意欲の減退を招く結果となる。さらに「土地を保有している人といない人」、土地を保有していても「大都市圏に保有している人と地方圏に保有している人」、さらに大都市圏でも「高額物件を保有している人と低額物件を保有している人」の間に大きな資産格差が生じており、今後もこのような地価上昇が続いた場合、新たな不平等が生まれる懸念さえある。例えば、東京都・世田谷区のある住宅地に165m²の土地を所有していた場合、最近4年間だけでも勤労者の生涯年収に匹敵する約3億円という含み益が発生している。

また勤労所得と資産に対する課税のインバランスも極めて大きなものとなっている。例えば、62年度には税収（国税と地方税の合計）に占める所得課税（所得税・法人税）の割合は米国62%、日本66%であった。しかし、税収に占める土地保有税の割合は米国では13%であるのに対し、日本では8%にすぎず、明らかに日本は資産課税が軽くなっている。

地価高騰はこのようにして「結果としての平等性」だけでなく、「機会均等性」をも崩壊させ、日本経済発展の原動力ともいえるべき「労働意欲」を阻害し

始めている。

また、仮に住宅を取得できたとしても、取得可能物件の遠方化、高額化は時間的、金銭的、空間的ゆとりを圧迫し、「豊かな国民生活」の実現を著しく困難なものにしている。

さらに地価の高騰は、現在でも他の先進国と比べ見劣りする生活関連資本の充実をさらに遅らせ、交通基盤整備の遅れによる流通コストの増大は、経済成長の足枷となる懸念もある。

その他にも、地価高騰は企業経営にとって、事業拡大用不動産の取得や従業員福祉等のためのコストの増大をもたらすだけでなく、莫大な含み益の発生が企業家マインドを希薄にし、産業の空洞化を押し進める危険がある。

このように最近の地価高騰は、新たな不公平を生み出し、「持てるもの」「持たざるもの」にかかわらず、日本人として最大の資産ともいえるべき勤労意欲と事業意欲の存続を危うくする懸念がある。さらに21世紀に向けての新しい国家目標である豊かな国民生活を実現するための社会資本整備を妨げるだけでなく、対外不均衡是正の遅れを増幅し、外国企業の新規参入の障害となる、など「新しい時代の日本の幸福を阻害している」といえよう。

21世紀を目前に控えた今、土地問題を放置しておけば、新しい時代の日本の発展を阻害するのみならず、新世紀を待たずして斜陽化する懸念すらある。この点で、土地問題の解決は内政上の最大の課題であるといえる。

4. 地価対策の基本理念と具体的提言

土地問題の解決のためには現状の対策では不十分なことは明らかである。われわれが元年10月に実施したアンケート調査においても、今後地価は上昇を

続けるとみる人が77%に達しており、依然として「土地神話」には根強いものがある。このような現状を打開するためには、本格的な地価対策が是非とも必要である。元年末の国会において土地の憲法ともいえるべき、土地基本法がようやく成立した。土地基本法の理念を実際に生かすための具体策の早急な実施が必要である。

以下では、土地対策に対する基本的な考え方を明らかにし、具体的対策について提言したい。

〔1〕地価対策の基本理念

（1）需給バランスの改善による市場メカニズムの活用を原則とする

地価問題の解決は、需給バランスの改善を通じ、市場メカニズムを活用することを原則とすべきであり、価格統制や需給管理など直接的統制は極力さけるべきである。そのために、有効供給を増やし実需の分散を図るとともに、「土地神話」を背景とした仮需の発生要因や情報不足などによる市場の失敗を排除することが重要である。

ただし、緊急対策が必要である場合や社会資本を整備する場合など市場メカニズムだけに頼ることができない場合には、それを補完するための規制・対策を用いる必要がある。

（2）社会資本の整備に当たっては公的優先を徹底する

土地基本法にも謳われているように、土地の所有には利用の責務が伴う。代替性が少ないという土地の特性を勘案すれば、利用に関しては個人よりも国民経済全体の利益が優先されるべきであり、土地所有者の私権の一部制限もやむを得ないものとする。官民の英知と地元の総意を

もって詳細な土地利用計画を策定し、その際に必要な社会資本の整備実現に当たっては公共の利益を優先すべきである。

(3) 総合的な視点から土地対策の立案・推進を行う

従来土地対策は必ずしも総合的な観点からなされていない。地価高騰に対処するための緊急回避的な利用規制、土地税制などがバラバラに実施されてきた。こうした一貫性のない対策が、現在の土地問題を一層複雑なものにしているともいえよう。土地基本法に基づく総合的かつ長期的な視点に立った土地対策の立案と、国、地方ともに関係当局の密接な意志の疎通・情報交換による、一元化された施策の推進を要望する。

(4) 複数の土地対策をパッケージとして実施する

地価高騰は複数の原因が絡み合っているため、その対策を一般に受け入れられやすくするためには、複数の対策をパッケージとして実施することが重要である。こうした点から、以下の提言案については個々の対策単独ではなく、すべての対策をパッケージとしてまとめて実施する必要がある。

[2] 具体的提言について

(1) 仮需発生を要因を排除するために

① 積極的な情報提供による「土地神話」の払拭

政府ならびに地方行政当局が、土地の絶対量・宅地利用率・宅地の中での空閑状況・未利用容積率などを示し、潜在的な供給力が十分にある

ことや、いつ頃・どの位供給できるのか、国民が理解しやすい具体的かつ実現性のある供給計画を呈示し、広報活動に注力し積極的に情報提供を図る。国土が狭いから地価は必ず上昇するという「土地神話」を払拭し、国民に安心感を与える。

②税制面による投機的土地保有の防止など

今後、土地の有効利用促進の観点から、土地取得のための国土法申請の際には、詳細な利用計画と着工時期（取得後一定限度内）を明記させる。その時期を過ぎてなお、意図的に計画が遅らされている際には、着工まで高率の固定資産税を課し、早期の有効利用促進を誘導する。

また、土地売却者の土地循環買いを防ぎ、有効供給を増大させる観点から、土地売却代金で取得できる土地以外の有利な資産の新設を検討する必要がある。例えば、1億円以上の土地取得に当たっては、売却者が個人である場合、当該土地代の支払いは政府あるいは地方自治体発行の特別長期交付公共債で行うことを義務付ける。土地売却者のうち換金希望者は譲渡所得税見合いのディスカウント（公債保有年限で低減させる）で現金化できることとし、一方、満期（例えば、10年）までの保有者は毎年金利を受け取るほか、譲渡所得税は免除され額面金額どおりの償還を受けられることとする。このようにして土地の循環買いを断ち切り、土地投資を証券投資に変換させるツールの開発と実現を要望する。

③土地転がし用の融資・借入れの規制徹底

今回の地価高騰の一因に金融緩和による金余りがあったことは事実である。これに対処するにはマクロの金融政策だけでは充分ではない。土

地に対する投機目的の資金供給は断固として断たねばならない。ノンバンクも含めた金融機関は、その事業の公共性の高さを十分に認識し、土地関連融資に当たっては、土地取得の目的、事業計画などに関して毅然たる態度で厳正な審査を行うなど、質・量ともに徹底した自主規制をしなければならない。同時に行政当局も十分な監督指導を行わねばならない。

(2) 有効供給の増大のために

① 都市再開発の推進

東京・大阪などの都心部においても、まだ未利用地は多く、利用度は低いし、小規模の開発が目立つ。この地域の大型再開発を促進するため、都市ビル拡充を最優先とする観点から現行の再開発の阻害要因を徹底的に見直していくべきである。

(i. 容積率の見直し)

法定容積率を見直すとともに都市の特定区域に限っては、高度利用を義務づけ高層化を図るため最低容積率の制度を設けるべきである。

(ii. 空閑地の活性化)

良好な都市環境の形成に資する大規模プロジェクトに対しては特典として近隣地の空中権の買い取りを認める他、一定規模以上の空閑地については、その利用計画提出を義務付け、計画が意図的に遅らされている場合には、固定資産税を高率にするなど計画の達成を誘導する。

(iii. 大規模再開発の推進)

自治体、ディベロッパー、地権者が一体となって積極的にスクラップ・アンド・ビルド方式による地域大型再開発を活発化させる。行政当局は

財政的支援を行うとともに、公共の福祉を増進するという観点から住民の合意の集約や近隣の空中権の斡旋・大深度地下利用の促進など積極的に支援を行うべきである。

②ウォーターフロントの再開発

全面を海に囲まれたわが国においては、大都市圏におけるウォーターフロントの再開発が土地の供給を増やす対策として特に重要である。そのためには縦割り行政の壁を乗り越えてスムーズかつ広域的な開発が推進できるような特別な機構の設置が必要である。そこにおける重要な課題のひとつは、ウォーターフロントにおいて特に遅れている交通インフラなど基盤整備の促進である。そのため、自治体あるいは企業が開発者負担、開発利益の還元をおこなう場合の指針となるルールを産官学の合意により作成すべきである。

③住宅用地の拡充

(i . 税制面からの支援)

住宅用地の供給を拡大するために、質・量・販売価格ともに優れていると認められる事業プロジェクトに対する開発予定地売却者（地権者）に対しては譲渡所得税を減免する。土地を取得したディベロッパーには事業計画に沿って必ず期限内に開発すること、販売価格は取得原価に適正なコストと利潤を上乗せした価格を上限とすることを義務付け、近隣地価安定に貢献させる。

住宅用地内の農地については、漸次宅地並課税まで引き上げることにより、税制面からの供給増加を図る。

(ii . 法・規制の見直し)

居住者や社会的弱者保護に配慮しつつ、期間に幅をつけた定期借地権の導入や契約更新時の要件の明確化など借地借家法の改正を図る。これによって、借地・借家需要者のニーズに応じた多様な優良借地・借家の供給増加を図り、持ち家以外のライフスタイルの選択肢を拡大する。

また、土地開発に当たっては既存の諸規制がネックになっているケースが多いので、住宅用地拡充の観点からこれらの諸規制の見直しを図る。

(iii . 新幹線利用団地の創設)

現在の高地価からみて、今後新幹線利用を前提とした土地需要が増えてくるとみられる。首都圏、近畿圏については国・地方行政当局が一体となって新幹線に通勤、通学用の新駅を設置し、それを中心とした大規模団地の開発を企画する。住宅地については開発利益の有効活用を図り、通常の勤労者でも入手可能な価格をめざす。

(3) 実需分散のために

① 小さな政府作りと地方分権化の促進による均衡ある国土開発

政治・経済の機能に限らず、情報・文化などあらゆる面で東京への一極集中が進んでいる。国土の狭いわが国にとっては各地域がバランスをとって発展してこそ、日本全体としての活力とゆとりが維持できるものとする。各地域が一つのブロックとして補完しながら発展できるように、行政の枠組みを変えて行くことが必要である。中央政府の機能・権限の地方への委譲を強力に推し進め地方分権化を図るとともに、首都機能の移転を真剣に考えるべきである。東京への一極集中が今回の地価上昇の大きな要因である。これを是正することにより、需要の分散を図る

ことが、土地問題に関しても、着実な解決策であると考えてる。

②特色ある魅力的な地方都市作り

各地方都市としても、積極的に企業、住民を誘致していくために、市としての特色を明確化し、魅力ある将来計画を立案するとともに、それを国民全般に十分PRし、積極的に21世紀に栄える都市を目指して誘致活動を活発化させる。

(4) 個人の所得課税と資産課税のインバランスの是正のために

①固定資産税増加分で住民税減税を

地価上昇による固定資産税増加分を、地方税全体では増減税ゼロとなるように住民税減税の財源とする。全国一律の住民税減税を図るために固定資産税の増加部分の一定割合は地域間で再配分する。このための新たなスキームを検討する。

②相続税土地評価額の実勢価格への段階的な近接化

- ・相続税の土地評価額（路線価格）を漸次実勢価格に近づける。
- ・相続税全体では増減税ゼロとなるように、課税最低限を引き上げるとともに税率を引き下げる。
- ・但し、一定規模以下の生活基盤となっている居住用小住宅地については、その生活権を脅かすことのないよう優遇策を検討する。

土地とその他の金融資産など相続資産間での評価の公平化を図り、相続税節税目的の土地需要（仮需）の抑制を図る。アンケートでも「相続税

率を引き下げる」という条件つきならば、相続資産間の公平化のために路線価格を引き上げてもよい、という意見が過半数を超えている。

5. 終わりに

先にみたように、これまで何度も土地に対する需要と供給のインバランスから地価の高騰が発生し、社会問題となった。そのうちに地価上昇が沈静化した頃に土地対策が打たれる、といったことが繰り返されてきた。このことは今回の地価高騰局面においても例外ではない。土地問題の真の解決のためには、それぞれの経済主体に相応の負担と痛みが伴うことは覚悟しなければならない。目前の痛みを回避し、既得権を守ることに終始しては、長い目でみた場合、日本経済全体を弱体化させてしまうことになる。それぞれが痛みを分かち合わないかぎり、来るべき時代の日本の繁栄は望めない。今こそ、官民の英知を結集し、土地問題解決に向けて真剣に取り組む時である。

以上

平成元年度 経済政策委員会活動状況

5月26日 正副委員長会議 「本年度活動方針について」

6月26日 講演会

「日本経済の将来と土地問題」

講 師 一橋大学 経済学部教授

野 口 悠紀雄 氏

7月17日 講演会・常任委員会

「豊かさの実現と土地問題」

講 師 元経済企画庁経済研究所次長

(株)東急総合研究所 主席研究員 川 名 英 子 氏

8月 7日 講演会・常任委員会

「土地改革の基本戦略」

講 師 上智大学 経済学部教授

岩 田 規久男 氏

9月 8日 常任委員会 「土地問題についての中間討議」

10月	「地価問題に関するアンケート調査」実施
-----	---------------------

12月20日 講演会・常任委員会

「土地基本法とこれからの土地対策」

講 師 (株)朝日新聞社 論説副主幹

黒 川 宣 之 氏

12月27日	「『地価問題に関するアンケート調査』の結果について」記者発表
--------	--------------------------------

平成2年

1月18日	「『地価問題に関するアンケート調査』の結果について」を 幹事会に事後報告
-------	---

1月19日 常任委員会

「提言へ向けた土地問題についての自由討議」

1月22日

講演会・常任委員会

「新年の経済展望 -1990年代を迎えて-」

講師 経済企画庁 顧問・前事務次官 赤羽隆夫氏

2月14日

常任委員会 「土地問題提言（案）についての討議」

2月28日

提言（案）「土地問題解決への処方箋 - 21世紀を展望した
地価対策の提言-」を幹事会に報告

3月13日

提言 「土地問題解決への処方箋 - 21世紀を展望した
地価対策の提言-」記者発表

平成元年度 経済政策委員会常任委員会名簿

(敬称略・順不同)

委員長	山平	本生	信舜	孝一	三竹	和信	銀行	副頭取
副委員長	吉正	村田	正文	男男	住日	中基	務研	専務
〃	堀	部	功	衛	住友	工金	所保	副社長
〃	渡		周	治	関西	業電	險業	常務
〃								取締役
常任委員	秋朝	山日	喜徹	久夫	関東	西洋	電力	専務
	安柿	橋本	興二	郎明	大住	阪友	業ス	社長
	鎌川	田野	寿新	司一	伊藤	忠商	行事	総合企画部長
	坂篠	井丸	悠恒	之夫	ビー	バー	組	取締役
	鈴関	木原	和利	彰八	大関	西電	力	大阪財務部長
	塚友	光尾	祥孝	興一	日本	興業	銀行	社長
	長鳴	川羽	健二	尚進	和光	証券	業	常務
	丹山	岡本	喜朗		松下	電器	産	秘書部課長
					サン	トリ	一	大阪副支店長
					京阪	神不	産	副社長
					大丹	阪銀	行	会長室長
					武田	薬品	工	大阪秘書部長
					ダイ	キン	工	社長
					日本	開発	銀	顧問
							行	社長
								総務部
								総務グループ課長
								総合企画室課長
								大阪支店長
	松下	徳本	久基	滋典	三和	総合	研	調査部長
	松佐	々木	基彦	始彦	三和	総合	研	研究員
	倉岡	志朗			竹中	工務	店	総本店企画主任
	鬼形	聰彦			住友	信託	銀	調査部次長
	杉本	康			日本	生命	保	本店企画部
						險		広報グループ主任
					住友	金属	工	総務部秘書室
					関西	電力	業	秘書担当課長
								経理部財務課副長
	萩尾	千義	里昭		関西	経済	同	常任幹事
	梅金	子秀	一		関西	経済	同	事務局長
					関西	経済	同	企画調査課長
					関西	経済	同	企画調査課

「 土地問題解決への処方箋
～21世紀を展望した地価対策の提言～」

平成2年2月28日発行

発行者 社団法人 関西経済同友会

常任幹事 萩 尾 千 里
事務局長

大阪市北区中之島6丁目2番27号

電話 (06) 441-1031

印刷所 工房 ムーゼン

箕面市桜井1丁目1番3号
